

平成23年度

第49回千葉市住居表示審議会議事録

千葉市住居表示審議会

第49回 千葉市住居表示審議会 議事録

1 日時：平成23年6月6日（月） 午前10時～午前11時20分

2 場所：中央コミュニティセンター 千鳥・海鷗

3 出席者：

(1) 委員

赤田靖英委員、今井公子委員、猪熊義一委員、大槻勝三委員、笠原孝委員、
片山喜久子委員、小林秀樹委員、布川章委員、松戸 孝子委員

(2) 事務局

鈴木市民局長

藤原市民部長

水口区政課長、坂本区政課長補佐、工藤住居表示係長、菅野主任主事、
新井主事

4 議題：

(1) 花見川区宇那谷町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該区域における
住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について

(2) 答申案について

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 会長及び副会長の選任について

千葉市住居表示審議会設置条例（昭和37年条例第26号）第4条第2項の規定に
基づき、委員の互選により、布川委員を会長に、松戸委員を副会長に、それぞれ選
任した。

(2) 住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町
の区域及び名称の変更について

議案審議の結果、諮問内容4項目については、別紙「答申案」のとおり全員一
致で了承された。

(3) 議事録について

議事録については、委員全員の確認をもって確定することが了承された。

第49回 千葉市住居表示審議会議事録

○事務局：

それでは、定刻となりましたので、ただいまより度第49回千葉市住居表示審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めます、区政課課長補佐の坂本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また、東日本大震災に伴う電力不足の深刻化に対する節電及び九都県市首脳会議における「地球温暖化防止キャンペーン」の一環として、「夏のライフスタイルの実践」を実施しておりますため、職員は、軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、開会にあたりまして、鈴木市民局長よりご挨拶を申し上げます。

○市民局長：

皆様おはようございます。

千葉市市民局長の鈴木でございます。

本来であれば、熊谷市長が参りましてご挨拶するところでございますが、所用があり、代わりまして私がご挨拶させていただきます。

本日、第49回千葉市住居表示審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたびの当審議会委員へのご就任につきまして、快くお引き受けいただきましたこと、厚くお礼申しあげさせていただきます。

市では「環境変化に対応し、将来にわたって効率的で住みやすい都市を築くため、市民の安全・安心を守り、快適な暮らしの基盤づくり」を目標といたしまして、諸施策を総合的に実施しているところでございます。

住居表示事業につきましては、「住民が暮らしやすく、快適な市街地環境の整備」を推進する施策として位置づけられておりまして、区画整理事業区域を含めると、市街化区域の約77%の区域で整備が進んでいるところでございます。

昨年度は、住居表示の実施はございませんでしたが、平成21年度には、当審議会委員皆様のお力添えをいただき、貝塚1丁目・2丁目及び都賀5丁目の住居表示を終了させることができました。改めてお礼申し上げる次第でございます。

さて、本日ご審議をお願いいたします案件は、花見川区宇那谷町の

一部区域における住居表示の実施についてでございます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りたく、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

終わりに、委員の皆様には、本事業の推進に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局： 本日の審議会並びに審議会の議事録につきましては、千葉市情報公開条例第25条により公開となっておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日ご出席をいただいております委員の皆様方を、ご紹介させていただきます。

今回改選によって再任の方3名、新任の方6名 合計9名の委員構成となっております。委嘱状を机の上に置いてございますのでご確認いただきたいと存じます。委嘱期間は2年間でございます。

それでは紹介に移らせていただきます。

《 委員紹介 》

《 事務局紹介 》

○事務局： それでは、議事に入らせていただくにあたり、はじめに、会長・副会長の選任がございます。

ここで、会長・副会長が決定するまでの間、鈴木市民局長が仮議長を務めさせて頂きたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○一 同： はい。

○事務局： それでは、鈴木局長、よろしくお願いいたします。

ご承認いただきましたので、仮議長として、会議の進行を務めさせていただきます。

本日は、第1回目の会議でございますので、当審議会設置条例第4条第2項の規定に基づきまして、会長及び副会長の選任をお願いいたします。

条例では、委員の皆様の互選により定めることとなっております。

会長、副会長の選任について、いかがいたしましょうか。

- 赤田委員： はい。赤田でございますが、
住居表示事業は、日常のそれこそ郵政活動、郵政事業と深い関係がございますことから普段、郵政事業に携わっておられる布川さんに会長になっていただいたらどうかと思います。
また、副会長には、これも大変恐縮ですがけれども、私、実は前回は委員をさせていただいており、前回から引き続き委員でいらっしやいます、松戸さんをお願いされたらと思います。

- 事務局： ありがとうございます。
ただいま、会長には布川委員さん、副会長には松戸委員さんとのご推薦の発言がございましたが、いかがでございますでしょうか。
異義がないということで、皆様のご承認をいただきましたので、会長には布川委員さんを、副会長には松戸委員さんを選任させていただきます。
布川委員さん、松戸委員さんには、会長席・副会長席へお移り願います。
ご協力いただき、ありがとうございました。

《 会長・副会長、席異動 》

- 事務局： それでは、就任早々、大変恐縮ですが、布川会長、松戸副会長さんから、一言、ご挨拶を頂ければと存じます。

- 布川委員： 郵便事業(株)の支店長をしております。布川と申します。
よろしく申し上げます。
2年間の期間中、責務を果たしてまいりたいと思いますので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。
また、住居表示審議会の委員会というのも先ほどご紹介がありましたが、私どもの会社で重要な部分でございますし、また、いろいろな災害等の時にも、やはり市民の居場所を確定する一つの基礎だと思っておりますので、ぜひ、皆さんと一緒に会議をして、市民のためになる住居表示、こういったものに推進していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

- 松戸委員： 行政相談員の方からこちらの役に務めさせていただいております松戸でございます。よろしくお願い申し上げます。
- まだ経験も知識も浅く、こういった席に座らせていただく身分ではございませんが、お話をいただきましたので、会長さんのお邪魔にならないように努めさせて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。
- 事務局： ありがとうございます。
- ここで、本審議会に対します、市長からの諮問書を、市長に代わりまして、市民局長よりお渡ししたいと存じます。
- 局長 → 会長 《 諮問書の交付 》
- 事務局： それでは、市長からの諮問でございます。どうぞよろしくご審査お願いします。
- 事務局： なお、お配りしてあります「資料3」に、諮問書の写しをつけさせて頂いておりますのでご覧いただきたいと思っております。
- それでは、これより、布川会長に議事をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
- 会長： では、議長とさせていただきます。委員の皆さんのご協力を得まして、会議を進めてまいりたいと存じておりますのでよろしくお願い致します。
- それでは、これから議事に入らせていただきますが、本日は、委員9名中9名が出席されておりますので、この会議は成立するというところでよろしくお願い致します。
- 会長： まず始めに、議題の1の議案の審議に入ります。市長より、諮問のありました『花見川区宇那谷町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について』の審議をお願いいたします。
- 事務局より、説明をお願いします。
- 課長： 区政課水口でございます。座って説明させていただきます。
- 説明に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

配布資料ということでございまして、1枚目は目次になってございます。

めくっていただきますと、第49回の会議次第となっております。その次が、座席図となっております。その後が、委員様の名簿となっております。

そこから後が会議資料となっておりまして、資料1「住居表示に関する法律」、資料2が「千葉市住居表示審議会設置条例」が2枚となっております。資料3は先ほどの市長からの「諮問書」、諮問書は2枚となっております。2枚目は、A3で折りたたんだ地図付きの別紙となっております。資料4ですが、花見川区宇那谷町地区の概要と事業スケジュールとなっております。資料5「千葉市住居表示実施基準」、最後に資料6ですが、先ほどの諮問書に説明を加えた、地図と内容でA3の横開きとなっております。以上資料でございます。

それでは、説明の方に入らせていただきます。

初めに、今回、委員の改選がございまして、住居表示制度というものにつきましてご説明させていただきます。

住居表示が実施されていない区域というのは、土地の番号が住所として使われています。したがって、その番号は、規則たたくと並んでいなかったり、あるいは、土地が分筆だとか合筆されると、新たに番号が変動していったりということで、非常に分かり難くなっております。このような地域に対しまして、住居が張り付いてきた地域では住所の番号を振り直す、また場合によっては町名を変更して、順序よく並んだ番号に置き換えていくというのが住居表示制度でございます。

しかしながら、そこに住んでいる皆様にとりましては、今まで使っている住所が変わってしまうということで、一時的には、混乱といえますか、日常生活が不整合になってくることがございます。そういったことがございまして、行政が行います、住居表示というものが適切で合理的であるかどうかということについて有識者の方々、審議会をとおしてご意見を頂戴して、ご承認していただくという制度です。

住居表示というのは、資料1にございますが、法律も制定されております。住居表示に関する法律という、資料は抜粋版でございますが、第3条で、「市町村は、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。」という根拠法律がございます。

また資料の下段ですが、地方自治法で、「市町村区域内の町又は字

の区域」第260条の太字部分でございます「市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し、またはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは、市長村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。」ということで、住居表示を行う場合には町の区域が変更になったり、名称が変わったりする場合には、議会の議決を得るという手続きが地方自治法に定められております。

おめくりいただきまして資料2ですが、このような法律に基づきまして、千葉市では当審議会でございます、千葉市住居表示審議会設置条例が定められております。第1条の「目的」でございますが、「千葉市の住居表示整備事業の合理的促進のために、千葉市住居表示審議会を設置する。」こととなっております。

所掌事務としまして、千葉市の住居表示整備に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議することとなっております。

(2)でございますが、住居表示整備に関する総合的施策の適正な実施を期するため関係諸団体との連絡調整に関することが2条に定められております。

3条「組織」についてでございます、10名以内の委員をもって組織し、そして常任委員は、学識経験者あるいは、各行政機関の方々から市長が委嘱することとされております。

以下、会長、副会長を選任することが記載されております。

資料をめぐっていただきたいと思っております。

資料3が先程の諮問でございます。

『住居表示の実施並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について』ということで諮問させていただいております。

千葉市住居表示審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

『1花見川区宇那谷町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について』ということでこの内容が別紙のA3の折りたたんだ紙になっております。このような住居表示でよろしいかという内容が、諮問になっておりますが、1番でまず、この住居表示実施区域ということで、右図に示す区域約31haこの太線で囲われた区域全体を、今回、お諮りする住居表示を実施する区域でございます。内容については後ほど、資料で説明させていただきたいと思っております。まずは諮問を説明させていただいております。

2番ですが、住居表示の方法ということで、「道路等によって区画された街区に順序よく符合を付して表示する街区方式を採用する。」

3番ですが、町区域の変更ということで、「当該区域は、1つの町の区域としては広大なため、3つの丁目を設定する。なお丁目の設定に際し町界は、区画道路や河川等の明確な地形等により設定する。」

4番目ですが、町の名称の変更として「新たな町目の名称は、み春野1丁目、み春野2丁目、み春野3丁目とする。」

以上が諮問の内容となっております。

それでは、資料4で、これらの考え方につきまして説明させていただきます。

まず、この宇那谷町地区の町の概要でございます。

1で「地域の概要」ですが、花見川区宇那谷町は、全体面積141.78ヘクタールを有する広大な区域でございます。

町の西側は、佐倉市、四街道市に面している千葉市で一番北東の場所に位置している地域です。田畑も多く、市街化調整区域で、住居表示を実施するほど住居が張り付いていない区域ですが、大型開発により整備された、み春野地区は、住宅・商店が立ち並び、住居表示の条件を満たしている状況でございます。

さらに、み春野地区の自治会から、住居表示実施の要望書が提出されているところでございます。

2番の「宇那谷町の町名」についてですが、この町は、もともとは印旛郡に属しておりまして、明治22年この町が犢橋村に編入合併されたと同時に千葉郡に帰属しました。犢橋村は千葉郡の犢橋村、千葉市になる前でございますけれども、宇那谷町が合併して千葉郡犢橋村の一部になっております。

犢橋村の合併、これは千葉市への合併ですが昭和29年7月1日に本市に編入になって旧千葉郡犢橋村大字宇那谷の全域をもって昭和29年10月15日に千葉市宇那谷町となったということでございます。宇那谷町という町の名前の起源については、資料・伝承ともになく不明な状況であります。

下の矢印は、市町村合併の沿革になっておりますが、今の印旛郡宇那谷村、犢橋村、花島村等々が明治22年に合併して犢橋村になり、昭和29年に合併して千葉市の一部地域になりました。

3番ですが、今回の宇那谷町地区の住居表示実施に至った経過を説明してございます。

平成23年4月下旬に、説明資料をみ春野地区全世帯に配布してござ

います。

さらに、宇那谷町町内会総会で事業案を説明いたしました。

また、その近隣法人等に事業計画案を説明し、資料配布をいたしました。

先般5月15日には、このみ春野地区の住民説明会を開催させていただきまして、市の考えている事業計画を説明してきたところでございます。

今後の予定としましては、答申をいただき、この9月に市議会に上程をいたしまして、11月中旬には新たな住所を確定して各世帯に通知し、12月上旬には、この新しい住所が実施できればというふうに考えております。

以上が今後のスケジュールとなっております。

資料5は、住居表示を実施するにあたりまして、千葉市で基準を定めております、その抜粋版でございますけれども、3で、町の形状及び規模でございます。

町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意するということで、住居表示を行ってその区域に新しい町を作る際には、出来るだけわかりやすい区画で、飛び地が生じない、基準となっております。

(2)では、この町の規模は、市街地の用途・人口・家屋の密度・地形等を考慮して、おおむね66,000㎡これは6.6ヘクタールで、それ以上200,000㎡、20ヘクタールの大きさで定める。ただし区域内に学校・公園・工場等がある場合は、この限りではない。大規模の公園等がありますと、その分により面積が大きくなってしまいますから、この限りではないということで面積をオーバーしてしまうこともあるという規準になっております。

5の町名の定め方でございます。町の名称を定める場合には、従来からある名称並びに歴史的に由緒ある名称等を考慮して定める。今回は宇那谷町という旧来からある名称を、み春野という町名を新たに作るようになります。歴史的に由緒ある名称等を考慮して定めるというのが基準でございますが、今回は、地域の方に定着している、み春野という町名を提案したいと思っているところでございます。

(2)市の区域を通じ同一の名称または類似の町名が生じないようにするということで、提案している町名が千葉市の他の町名と混同されないような名称にするということでございます。

ここまでが、法律や、千葉市で定められた基準でございまして、資料6が諮問書と同じスタイルで、より具体的に説明させていただく形の資料でございます。

左側が諮問の内容で、先ほどと同じでございます。

まずその諮問の1で住居表示の実施区域でございます。

右図に示す、約31ヘクタール、右図の太線で囲まれた区域になる訳でございますが、この区域は、繰り返しになりますが、宇那谷町の一部でございまして、31.1ヘクタール、世帯数にいたしますと960世帯の方が、今現在お住まいになられております。人口は3,220人ということで、この地域は、み春野自治会という自治会がございまして、単一の自治会で構成されております。

立って説明させていただきますが、こちらが資料の右側と同じ地図となっておりまして、この地域は国道16号線、京葉道路穴川インター、千葉北警察署、天台スポーツセンターから八千代市に向かう太い幹線道路がこちらの方向でございまして、その右側の一部、千葉市からしますと北東の端の区域でございまして、ここはもう佐倉市となっておりまして、こちら側は、四街道市となっておりまして、

国道から入っていきますと、住居が立ち並んだエリアとなっておりまして、不動産会社が大規模開発を行ったエリアでございまして、この31.1ヘクタールが開発された区域でございます。

平成9年10月位から分譲が開始された場所でございます。

線の外側に、み春野流通パークというエリアで、流通ゾーンも一緒に開発されてございまして、倉庫ですとか、流通系の企業が立地してございます。

このエリアがこれまでの宇那谷町の地区から、開発された区域ということで、今回、住居表示を実施したいと考えておりますエリアは、宅地開発された区域で、この流通ゾーンを除いた、実際に住民の方が住んでいる区域を住居表示にしたいと考えております。

2番の住居表示の方法というところで、「道路等によって区画された街区に、順序よく符号を付して表示する街区方式を採用する。」となっております。住居表示の方法には、二通りございまして、一つは千葉市では採用していないのですが、道路方式というのがございまして、採用していないというのは、千葉市には恐らくそういう場所が無く、田舎の山間部などに行きますと、道路が一本あり、その道路沿いに家が建っているような地域がございまして、そういったところは、道路方式という道路沿いに番号を振って行くという方式でございまして、

千葉市の場合は、このように面的に住居が張り付いてございますので、これを街区方式というのですが、一つの面の中で、住居表示をしていく、という方式をとっております、このエリアもその方式をとりたいということで、2番の街区方式を採用するということでございます。

3の町の区域の変更でございます。このエリア31.1ヘクタールにつきまして、3つの丁目を設定する案を考えております。

み春野1丁目、2丁目、3丁目でございます、下に、この3つの丁目の人口、面積が出ていますが、それぞれ概ね10ヘクタール程度になってございまして、世帯数が280世帯から315世帯、人口が約1,000人前後でございます。

先程の、千葉市で設けている、住居表示の実施基準のところにもありますように、概ね6.6ヘクタールから20ヘクタールぐらいを基準としてございまして、ここは30ヘクタールでございますから、基準よりもやや大きいということで、これを分割した案になってございます。

それぞれが、人口、面積ともに約3分の1ずつとしてございます。丁目を区分する線引きは、み春野地区のバス通りになってございます。

丁目を設定する際には、できるだけ合理的な大きな道路や地形によって分かり易い区域で分けるのが基本となつてございまして、こちら側は、既に市界となっておりますのでここから先に進むということはございません。川もこういう形になってございます。

この外側のエリアからこちら側、流通ゾーン、住居の無いエリアでございますが、真ん中の線は、バス通りの幹線道路で区画したところでございます。

バス停も、この辺に、み春野南バス停ですとか、み春野公園バス停、一番北側がみ春野北というバス停がございまして。

北側は、佐倉市と隣接していますが、バスの路線からいいますと、さらにこちら側にまいりまして、京成の勝田台駅が最寄の鉄道の駅となっております、こちらの方から通勤等をしている方が、恐らく多いのではないかと考えております。このようなエリアで区切って、3分の1ずつの面積と人口で区画したところでございます。

最後にこの4番でございますが、町の名称ということで、もともとはこの宇那谷町ということでございまして、み春野という名称は、分譲した不動産会社が付けた名前でございます。

しかしながら、平成9年から10年以上たちまして、この名称が、

非常に地域に定着している状況でございます。

公共交通機関でいいますと、先ほどいいましたバス停の名前もみ春野という名前を使っていますし、真ん中に大きな公園がありますが、ここは、今は市が管理している公園で、この公園の名前もみ春野公園でございます。それから自治会の名前もみ春野自治会ということで、タクシーでみ春野と言えればこちらに来てくれるという非常にこの名称が定着しているということでございます。

それから、み春野自治会も、ぜひ、み春野という名称を使って欲しいという要望がございました。

もともと、先の基準で歴史的沿革にそった名前にするというのがあるのですが、行政側が一方的に新しい名前を付けてしまうということは、それまでの町名に愛着をもっている住民からすれば不本意な場合がありますし、あまり合理的にやりすぎますと、北1丁目、2丁目とか、そういう名称も考えられますが、そうではなく、昔からの地域の名前というのが1つの考え方ですが、ここにお住まいの方は、新しくお住まいになった方でございますので、宇那谷町というエリアで前から住んでいる方と違う部分であるということから、み春野という町名を自治会の方から要望されているというようなことなので、町の名前は、み春野にしたというところでございます。

以上が資料6のいわゆる諮問に書かせていただきました千葉市の実施案でございます。

以上でございます。

- 会長： どうもありがとうございます。
では、今の説明に関しまして、ご質問等がございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。
- 赤田委員： 今残った所の宇那谷町というのは、地番表示はどうなっているのですか。
町名は宇那谷町だけですか
- 事務局： そうです。住居表示されていない区域で、住居の表示は宇那谷町1, 000番地などのままです。
- 今井委員： 宇那谷町という町名がそのまま残って行くかという点では、み春

野という単独の町名になって行くわけですがけれども、この辺で大きく物議を交すということではございませんけれども、今後の問題として、もともとの村は宇那谷なんです。

そういう点では、宇那谷を町名の上とか下とかに残す、そういうふうにすると町名の方は長くなりますけれども、例えば、宇那谷み春野ですとかみ春野宇那谷ですとか、そういうようなつけ方というのはないのですか。それは、地域住民からみ春野でということや、或いは自治会でというので理解できますけれども、それからもう一つは、ここ宇那谷について言うならば、もともとの宇那谷町がそのまま存続するだろうということで、その点では良かったと思いますが、宇那谷は、実は、合併してだんだん千葉市に引き継いだというところと言われればそういうことなんですけれども、宇那谷の大聖寺という真言宗のお寺は、元慶元年（西暦877年）に智証大師によって創建されたと言われていています。資料はありませんけれど、宇那谷は千葉地域で真言宗の下にあつてかなり古い町ということが言えるのではと。

そういうところからずっと、ありますので、一番内側、千葉市の中心部で言えば、例えば、千葉寺などのお寺は真言宗ですから非常に古い、平安時代以前、それ以前から、奈良時代から千葉寺にあるお寺ですから、大聖寺の場合にも、かなり古いお寺ということは、かなり古い村ということがいえるはずですよ。

それで、もう一つは、宇那谷の場合には特に、戦争の時にちょうど、今、この地図に載っている宇那谷町のすぐ下のあたり、脇のあたりが、陸軍の演習の砲弾が、着弾するところであつて、村自体が、引越させられたようなところでして、その点でいえば、宇那谷を形成していた方々が少しは脇の方に住んで、生き延びる、それで平和的な考え方で言えば、ある意味では象徴的なところだということが言えるような気がします。そんなことを思うと、宇那谷という町名は、決して、なんとなく古くさい町名というような考え方ではなく、確認してもらいたいところだなと思いますので、その点、今度の町名の付け方も、もともとの、そのいわゆる地的なところの町名をどこかに部分的にこう残しながら、やっていく、新しく付けていくというようなコンセンサスはとれないのかなという意見です。

○会長：

事務局、お願いします

○事務局： 従来からの名前を極力使うということですので、まず千葉市の考え方ですが、宇那谷台ですとかあるいは宇那谷1丁目、2丁目、3丁目など、もともとの宇那谷町というエリアの中に新しく町名を設ける場合、一部分を使った方式、宇那谷という名前を残すやり方も一つの基本的考え方としてございます。

住居表示をする場合には、もともとその宇那谷町にすんでいた方達がこの名前に誇りですとか歴史みたいなことがあって、ぜひ名前を残して欲しいですとか、千葉市としても過去の町名を、歴史的に消してしまうことは、本意ではございませんということから宇那谷町の名前を残すということが、まず基本的な考え方としてあります。

今回の場合には、まずは宇那谷町という町名自体が、み春野地区以外の地域に残っているということ、それから、もともとの宇那谷の人達はこのみ春野エリアにはあまりお住まいになっていない。

また自治会の方も、み春野という名前が定着しているという要望がございまして、宇那谷み春野という、合わせた名称も可能でございまして、町名は、簡便で分かり易くというのもございまして、行政が一方的に新しい名前を付けて貰っては困るというような趣旨から鑑みて、み春野という要望もございまして、定着しているということも含めて、こうした町名を設定しました。

○片山委員： 一つ聞いていいですか。

大型開発ということで、民間の会社さんがこの土地に入って、買収をして、造成をして、分譲したんですね。その時、名前をつけるときに、名前をこの地域のどこかから、神社ですとか、ちょっとした歴史的なものを引用してつけるようなケースもあるように聞いたことがございます。このみ春野もそのような意図は無かったのでしょうか。

そのことを、業者さんに確認したことはございますか。

○事務局： 花見川区に属してまして、花見川って言えば花という区の名称になってございまして、花見川浴いは、桜の名所になっており、この地域の自然を表す名前にしたいというのがありました。

桜ですとか、梅ですとか、桃といったような、春を連想させるような、その地域だということで、三つの春で、み春野、「み」はひらがなですが、ということをお聞きしております。

○大槻委員： 一つよろしいですか、自治会から承認されているということなん

ですが、今までこの宇那谷町の自治会は幾つくらいに分かれていたんでしょうか。

例えば、一つで組織されていたのか。

1丁目、2丁目、3丁目と、今度自治会が分かれることになりそうですよね。それで、この該当世帯数で分かるんですけども、その辺は、皆さんご承知のことなんですか。

○事務局：

もともと、この宅地開発がおこなわれる前は、宇那谷町全部で、宇那谷町町内会でした。現在は、宇那谷町町内会がありますけれども、そこに新たに、み春野自治会というのが新しくできたという形になってございます。

み春野1丁目・2丁目・3丁目というのは、私どもの新たな町名として案を作っておりますが、住民の方には、こういった区分が考えられるということは、説明会の時に申し上げてございますが、恐らくは、み春野自治会は、この3丁目までできたとしても、一つの町内会として継続していくと考えております。

宇那谷町の町内会とみ春野の町内会、どちらもご説明させていただきましたが、宇那谷町の町内会の方々からすれば、直接は自分達に関係無い、区域外であるんですけども、もともとは宇那谷町の一部だったという思いは、もしかするとあるのかなという気はします。

しかしながら、説明会では、このエリアだけを新たな町にしていくという説明に対して、反対的な意見はございませんでした。

例えば救急車ですとか、宅配便ですとか、何千番地といった時に、たどり着くまでに時間がかかったり、誤配があったりするということは、み春野地区が分かれることによって、宇那谷町の本村の方たちにとって、宇那谷と名乗っているのは、元の本村の自分達のエリアだという部分だけでも分かり易くなるという、間接的な効果ですが、宇那谷町の本村の方からの異論はございませんでした。

○会長：

質問は他に、何かありますか。

○小林委員：

警察として、参加させていただきましたが、交番ですとか警察署の管轄区域の変更や、交通規制ですとかそういう部分で参加させていただいておりますが、一つお聞きしたいのは、現在、この世帯数ですが、将来的な部分でさらに一部宅地の造成があった場合、将来的にはこの位になりそうだというものが、もし、そういういった予測があればお

教えたいと思います。

○事務局：

もともとは、市街化調整区域でございまして、通常であればこういった分譲をするような開発が制限されている区域ですけれども、一定の面積を備えて、さまざまな宅地開発の条件があり、ここをクリアしないと、市街化調整区域には住居は建てられないという地域になってございます。

したがって、このように少し凹んでいる部分がありますが、このエリアは開発許可が出た区域ではございませんので、通常の住居の建設ができない区域となっております。

したがって、少しこれが拡大していくということは、宅地開発上はあり得ないことではございまして、こちらのエリアをまた一定の面積を持って、繋がって大規模開発があることになれば、それは、可能性がないことではないですけれども、今の時点ではそういう計画はございませんので、このエリアだけで区画されたところがみ春野地区ということになります。

○小林委員：

現在の宇那谷地区ですけれども、治安の面も心配ということで、少し調べてきたんですけれども、年間25件程度の犯罪発生だということです。み春野につきましても、将来的にどうかということも懸念しまして質問したわけなんですけれども、他に、この周辺の大日とか勝田台とか志津とかあるわけですが、それらの辺りの地域については、今のところ結構犯罪が発生しているということで、み春野地区も今後パトロールを含めた活動をしていかないといけないなと考えております。

○会長：

他によろしいですか。

今までの内容をまとめさせていただきますと、まずは、今井委員さんの言われたように、歴史のある名前を残したいという流れですけれども、市としては、確かに歴史のある名前を残したいが、今回は住民の強い、今まで親しんできた名前を生かしてもらいたいという声があるということと、また、今もまだ、旧の名前が残っているということで、今回はぜひこれで通してもらいたいということではございます。

それから、その他に、町内会につきましては、今のところ、宇那谷町内会から別れて、1丁目、2丁目、3丁目と別れていますけれども一つの町内会になるだろうということではございますね。

み春野の名前の付け方も、お話の中では、大型の事業者の方が、花見川区というものを含めた中での印象というか、イメージの中でつくられているということですが、そういう際にも、できれば歴史などを入れてもらいたいということで、市の方からも働きかけをしてもらって、そういう形を活かしてもらったらどうかなというご意見だと思います。

最後になりますけれども、警察の方から言われたことにつきましても、住居表示ができればよりパトロールもし易くなり、住民と一緒に犯罪を減らしていこうという部分だと思いますので、そこを含めまして、皆様にはお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○大槻委員： ちよつとよろしいですか。会長が今、一つの自治会とおっしゃいましたけれども、宇那谷町とこのみ春野ということですよ。

○会長： 二つあるということで、ございます。

それでは、質問の方も一段落しましたので、それでは次に議題の2に入らせていただきたいと思います。

答申につきましては、本日、答申決定したいと思います、いかがでしょうか。

異議がなければ、事務局の答申の準備をよろしいですかね。

只今、皆様方にお配りいたしました答申案について、事務局から読み上げてください。

○事務局： 会長から市長宛てになりますが、「住居表示の実施並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について（答申）」「平成23年6月18日付け23千市区第340号で諮問のありました下記の件について、適当と認めます。」

そして、下記は、諮問書に書いてある内容になります。「1 花見川区宇那谷町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について」適当と認めていただくという答申となっております。

○会長： 只今の答申案でよろしいでしょうか。

○猪熊委員： 会長よろしいでしょうか。

日付が平成23年6月18日となっておりますが、これはどういうことでしょうか。

○事務局： 申し訳ありません。誤植になっておりまして6月6日とさせていただきたいと思えます。
本日、ご答申をいただけることとなりますと、同日6月6日の日付でということになります。

○会長： では、その部分を直しまして、答申につきまして、原案どおりとさせていただきます。
後ほど、事務処理のうえ、答申書をお渡ししたいと思えます。
よろしいでしょうか。
最後に議題の3その他について、事務局からお願いいたします。

○事務局： 最後でございます。只今いただきました、ご意見、議事録という形で決めさせていただきたいと思えます。
作成が終わり次第皆様にご送付させていただきますので、ご確認していただければと思えます。
確認をもちまして、議事録確定といたしまして、市政情報室ですとか、HP等で公開することとなりますので、よろしくご了承ください。
以上でございます。

○会長： ではよろしくお願ひします。
議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、第49回千葉市住居表示審議会を終了いたします。
ありがとうございました。

○事務局： 事務局より連絡事項がございます。
委員の皆様には恐れ入りますがお帰りの際に、押印していただきたい書類がございます。順に回りますのでしばし自席でお待ちくださいますようお願い申し上げます。

終了 午前11時20分